

附録第一（仮訳）

A. サーベイランス及び対応のための基本的能力に関する要件

1. 参加国は、既存の国内制度と資源を活用して、本規則に規定する参加国の基本的能力に関する要件を満たさなければならない。これには、次の事項が含まれる。
 - (a) 自国のサーベイランス、報告、通報、検証、対応及び協働活動。並びに、
 - (b) 指定した空港、湾港及び陸上越境地点における活動。
2. 各参加国は、自国について本規則が発効してから二年以内に、自国にある既存の国内制度及び資源の能力が本附録に掲げる最低限の要件を満たしているか否かをアセスメントしなければならない。かかるアセスメントを踏まえ、参加国は、それらの能力が第五条第一項並びに第十三条第一項に規定する自国領域全域にわたり現行のものとして機能するよう行動計画を策定し、且つ実施しなければならない。
3. 参加国及び WHO は、本附録に基づき、アセスメント、企画立案及び実施のプロセスを支援するものとする。
4. 地域社会レベル及び／又は一次的な公衆衛生対応レベルにおける能力としては、次のものが要求される。
 - (a) 参加国領域内のあらゆる地域において、一定の時間及び場所で予想を超える水準の疾病又は死亡を伴う事象を発見できる能力。及び、
 - (b) 入手しうるあらゆる必須情報を直ちに適切なレベルの保健対策当局に報告できる能力。地域社会レベルでは、地域の保健機関又は適切な保健担当者に報告しなければならない。また、一次的な公衆衛生対応レベルでは、組織の構造によって中間対応レベル又は国家対応レベルに報告しなければならない。本附録の適用上、必須情報には次のものが含まれる。臨床的記述、検査結果、リスク源及びその種類、人の症例数及び死亡数、疾病の拡大に影響を与える状況並びに実施された保健上の措置。並びに、
 - (c) 予備的な管理措置を直ちに実施できる能力。
5. 中間的な公衆衛生対策レベルにおける能力としては、次のものが要求される。
 - (a) 報告された事象の状況を確認し、追加的な管理措置を支援又は実施できる能力。及び、
 - (b) 報告された事象を直ちにアセスメントし、緊急であることが判明したらすべての必須情報を国家レベルの保健当局に報告できる能力。本附録の適用上、緊急な事

象の基準には、重大な公衆衛生上のインパクト及び／又は拡大する可能性の高い予期されない又は特異な性質が含まれる。

6. 国家レベルにおける能力としては、次のものが要求される。

アセスメントと通報

- (a) 緊急な事象についてのすべての報告を四十八時間以内にアセスメントできる能力。及び、
- (b) 評価の結果、当該事象が第六条第一項及び附録第二に基づき通報すべきものであることが示された場合に、直ちに IHR 国家連絡窓口を通じて WHO に通報でき、且つ第七条並びに第九条第二項の規定に従って WHO に情報提供できる能力。

公衆衛生対応

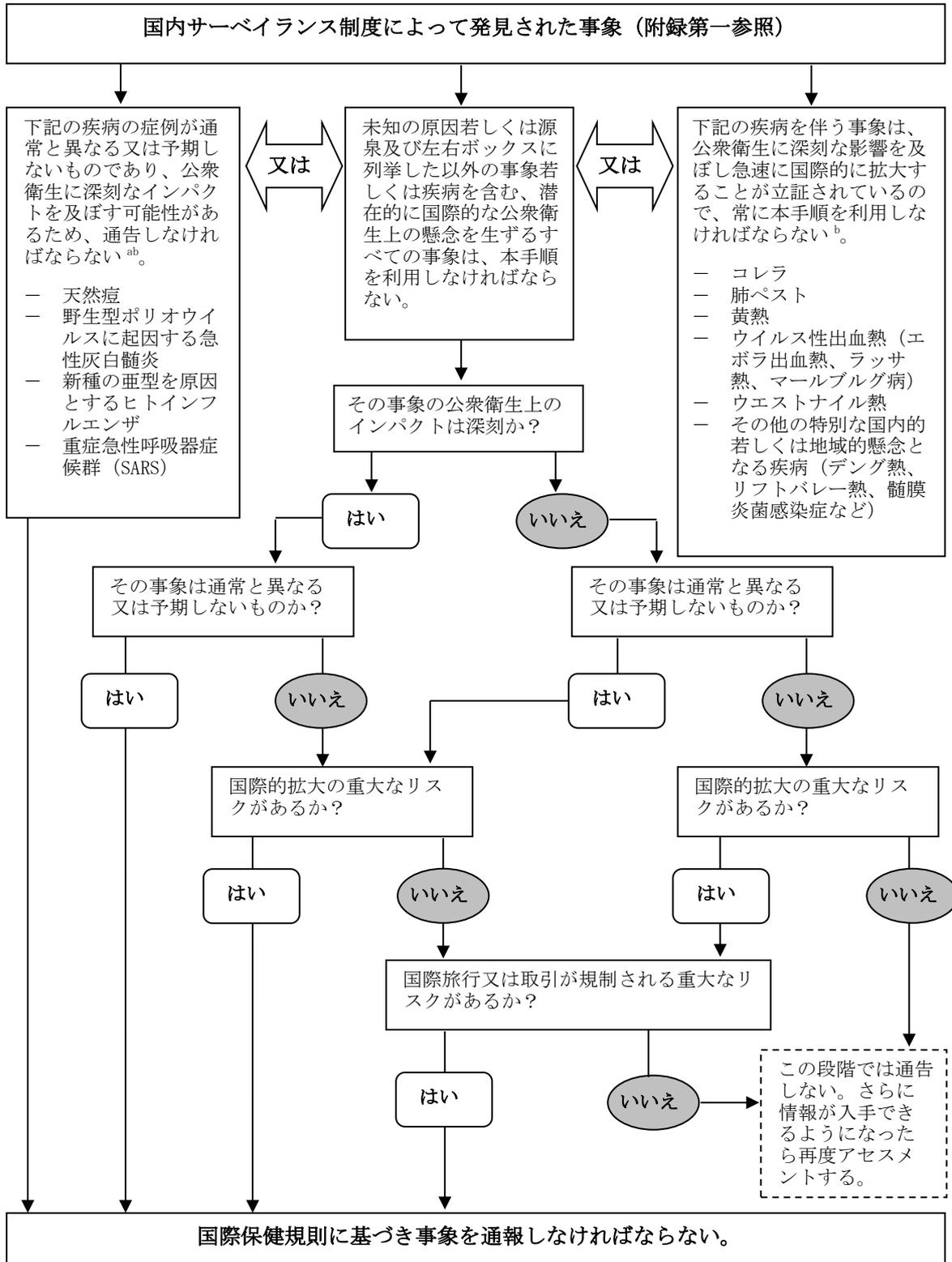
- (a) 疾病の国内的及び国際的拡大を防止するために要求される管理措置を迅速に決定できる能力。
- (b) 専門スタッフによる支援、検査機関における検体分析（国内又は連携センターを通じて）、及びロジスティクス支援（資機材、供給、輸送など）を提供できる能力。
- (c) 現場における調査を補助するために必要な実地支援を提供できる能力。
- (d) 封じ込め策及び管理措置を迅速に承認し且つ実施に移すために、上級の保健及びその他の行政官と直接的な業務上の接点を提供できる能力。
- (e) 他の関係省庁と直接的な連絡体制を提供できる能力。
- (f) 当該参加国の自国領域及び他の参加国の領域で発生した事象について WHO から受け取った情報と勧告を周知させるために、利用しうる最も効率的なコミュニケーション手段を通じて病院、診療所、空港、湾港、陸上越境地点、検査機関その他の重要な業務領域との接点を提供できる能力。
- (g) 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれのある事象に対応する専門横断的／領域横断的なチームを創設することを含め、国内で公衆衛生上の緊急対策計画を構築、運用及び維持できる能力。及び、
- (h) 上記を二十四時間体制で提供できる能力。

B. 指定空港、湾港及び陸上越境地点の能力に関する主な要求事項

1. 常に、次の能力が要求される。
 - (a) (i) 病気の旅行者を迅速にアセスメント及び治療できる場所に設置された診断施設を含む適当な医療サービス並びに (ii) 十分な要員、資機材及び建物へのアクセスを提供できる能力。
 - (b) 適切な医療機関に病気の旅行者を搬送するための資機材及び人員へのアクセスを提供できる能力。
 - (c) 輸送機関の検査に訓練された人員をあてられる能力。
 - (d) 必要な場合に、査察を行うことにより、入域地点の施設（飲用水の供給、食事施設、フライト・ケータリング施設、公衆トイレ、適当な固形及び液体ごみ処理業務、その他潜在的なリスク区域を含む）を利用する旅行者のために安全な環境を確保できる能力。及び、
 - (e) 実施可能な程度で、入域地点において又はその近くで媒介動物及び保有宿主を管理するための、事業及び訓練された人員を提供できる能力。
2. 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれのある事象に対応するための能力としては、次のものが要求される。
 - (a) 入域地点、公衆衛生その他の機関並びに業務のために調整官や連絡窓口を指定するなど、公衆衛生緊急対応計画を構築及び維持することによって適当な公衆衛生上の緊急対策を提供できる能力。
 - (b) 必要な隔離、治療その他の支援業務用に現地の医療及び獣医療機関と取極を締結し、影響のある旅行者又は動物をアセスメントし且つ治療できる能力。
 - (c) 疑いのある者又は影響のある者を他の旅行者と分離して面接をするためのスペースを提供できる能力。
 - (d) できれば入域地点と離れた施設で、疑いのある旅行者をアセスメントし、且つ、必要な場合に検疫措置を行うことができる能力。
 - (e) 必要な場合には、そのために特別に指定し準備した場所で、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品又は郵送小包に対して、推奨される虫類駆除、ねずみ族駆除、消毒、除染、又はその他の方法による処置を実施できる能力。
 - (f) 到着及び出発する旅行者に対して入出国管理を実施できる能力。
 - (g) 感染又は汚染を有する可能性がある旅行者の搬送の際に、特別に指定された資機材及び適切に個人防護した訓練を受けた人員にアクセスできるようにする能力。

附録第二

国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれのある事象の
アセスメント及び通報のための決定手続



国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を
構成するおそれのある事象の評価及び通告のための決定手続の適用例

本附録で示す例は拘束的なものではなく、
決定手続の基準を理解するための指針として提示するものである。

事象は、次の基準のうち二つ以上に該当するか？

その事象の公衆衛生上のインパクトは深刻か？	I. その事象の公衆衛生上のインパクトは深刻か？
	1. その場所、時間又は人口集団に対して、その種の事象の症例及び／又は死者の数は多いか？
	2. その事象が公衆衛生に与える影響は大きい可能性があるか？ 以下は、公衆衛生に大きい影響を与える状況の例である。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 疫病を惹き起こす可能性の高い病原体によって惹き起こされた事象（病原体の感染性、高い致死率、複数の伝播経路又は健康保因者）。 ✓ 治療失敗の兆候（新たな薬剤耐性、予防接種が無効、解毒剤耐性又は無効）。 ✓ 全く又は極めて少数しか人の症例が確認されていないが、事象が重大な公衆衛生リスクを示している。 ✓ 医療関係者の間で症例が報告されている。 ✓ リスクのある人口集団が特に脆弱である（難民、低い予防接種率、子供、老人、免疫能が低い者、栄養不足の者など）。 ✓ 公衆衛生対策を妨げる又は遅延させる可能性のある並存する要因（参加国国内の自然災害、武力紛争、悪天候、複数の発生地域）。 ✓ 人口密度の高い地域における事象 ✓ 自然発生又はその他の発生要因により、人口集団及び／又は広範な地域を汚染した又は汚染する可能性がある有毒性、感染性又はその他の危険物質の拡大。
	3. 現在の事象を検知、調査、対応及び管理するために、或いは新たな発生を防止するために、外部の援助が必要か？ 以下は、援助が必要な場合の例である。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人的、財政的、物質的又は技術的資源の不足—とくに、 <ul style="list-style-type: none"> —事象を調べる検査機関又は疫学的能力の不足（設備、人員、財政的資源）。 —解毒剤、薬及び／又はワクチン及び／又は防護具、除染資機材、又は推定される必要性に見合った補助資機材の不足。 —既存のサーベイランス制度では新たな症例を素早く発見するのに不十分。
	その事象の公衆衛生上のインパクトは深刻か？ 上記の質問 1、2 又は 3 に「はい」と答えたなら、回答は「はい」

その事象は通常と異なる又は予期しないものか？	II. その事象は通常と異なる又は予期しないものか？
	<p>4. その事象は通常と異なるか？以下は、通常と異なる事象の例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ その事象は未知の因子によって惹き起こされている。又は源泉、媒体、伝播経路が普通と異なるか、未知である。 ✓ 症状の進展が予想よりも深刻である（疾病率又は致死率）、又は普通と異なる症状を伴っている。 ✓ その事象の発生自体、その地域、季節又は集団では珍しい。
	<p>5. その事象は公衆衛生上の観点からみて予期しないものか？</p> <p>以下は、予期しない事象の例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ その参加国ですでに除去又は撲滅したか、或いは過去に報告されたことのない疾病／因子によって惹き起こされた事象。
	<p>その事象は通常と異なる又は予期しないものか？</p> <p>上記の質問 4 又は 5 に「はい」と答えたなら、回答は「はい」</p>

国際的拡大の重大なリスクがあるか？	III. 国際的拡大の重大なリスクがあるか？
	<p>6. 他国で発生した類似の事象と疫学的に関連している証拠があるか？</p>
	<p>7. その因子、媒体又は宿主が国境を越えて移動する可能性に関して、警戒すべき何らかの要因があるか？</p> <p>以下は、国際的拡大を起こしやすいと思われる状況の例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域的拡大の証拠がある場合、発端症例（又は他の関連のある症例）に過去ひと月以内に次の記録がある。 <ul style="list-style-type: none"> －国際旅行歴（又は既知の病原体の場合には潜伏期間に相当する期間） －国際会合への参加（巡礼、スポーツ競技、会議など） －国際旅行者又は高度移動人口との緊密な接触 ✓ 国境を越えて拡大する可能性のある環境汚染によって惹き起こされた事象。 ✓ 衛生管理又は環境的な検出又は除染能力の限られた、国際交通量の過密な地域で発生した事象。
	<p>国際的拡大の危険性が大きいのか？</p> <p>上記の質問 6 又は 7 に「はい」と答えたなら、回答は「はい」</p>

国際旅行又は取引が規制される重大なリスクがあるか？	IV. 国際旅行又は取引が規制される重大なリスクがあるか？
	8. 過去の類似の事象の結果、国際旅行及び／又は取引が規制されたか？
	9. 疑いのある又は確認された源泉が他国から輸入した又は他国へ輸出した食品、水、その他の物品で、それが汚染されていた可能性があるか？
	10. 事象は国際的な大規模イベントに出席して又は国際的な観光が盛んな地域で発生したものか？
	11. 事象によって外国の当局者又はメディアから追加情報の請求があったか？
	国際旅行又は取引が規制される危険性が大きいか？ 上記の質問 8、9、10 又は 11 に「はい」と答えたなら、回答は「はい」

上記 4 つの基準 (I-IV) のうち、いずれか二つに事象が該当するかという質問に「はい」と答えた参加国は、国際保健規則第六条に基づき、WHO に通報しなければならない。

船舶衛生管理免除証明書／船舶衛生管理証明書様式の添付書類

検査した区域／施設／システム	発見した証拠	標本結果	調査した書類	実施した管理措置	再検査日	判明した状況に関するコメント
食品						
食料源						
貯蔵						
準備						
サービス						
水						
水源						
貯蔵						
配水						
廃棄物						
船倉						
処理						
廃棄						
プール／温泉						
設備						
使用						
医療施設						
設備及び医療用具						
使用						
薬剤						
その他の検査区域						

列挙された区域で実施されなかったものは N/A で示すこと。

附録第四

輸送機関及び輸送機関の運行者に関する技術的要件

セクション A 輸送機関の運行者

1. 輸送機関の運行者は、次のことが円滑に行なわれるようにしなければならない。
 - (a) 貨物、コンテナ及び輸送機関の検査
 - (b) 輸送機関上の人に対する医学的検査
 - (c) 本規則に規定するその他の保健上の措置の適用、及び
 - (d) 参加国の要求する関連する公衆衛生情報の提供
2. 輸送機関の運行者は、本規則により要求されるところに従い、有効な船舶衛生管理免除証明書又は船舶衛生管理証明書又は海運保健明告書又は航空機総合明告書の保健欄を権限当局に提供しなければならない。

セクション B 輸送機関

1. 本規則に基づき手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関及び物品に適用する管理措置は、できる限り人を傷つけず且つ不快にさせないように、或いは手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関及び物品を破損しないように実施しなければならない。管理措置は、それが可能且つ適当である限り、輸送機関及び船倉が空の状態のときに実施するものとする。
2. 参加国は、貨物、コンテナ若しくは輸送機関に適用された措置、処置された部分、用いられた方法、及びそれらが適用された理由を書面に記載しなければならない。かかる情報は、航空機の担当者に、また船舶の場合には船舶衛生管理証明書上に記載して、書面で提供しなければならない。参加国は、その他の貨物、コンテナ又は輸送機関についても、同様の情報を文書で荷送人、荷受人、運送人、当該輸送機関の担当者又はそれらの個々の代理人に発給しなければならない。

附録第五

節足動物媒介疾病に関する特別措置

1. WHOは、虫類駆除その他の媒介動物管理措置を勧告された地域から到着する輸送機関のために、定期的にかかる地域のリストを公表するものとする。かかる地域の認定は、適当な場合には、暫定的又は恒常的勧告に関する手続に従って行なわれるものとする。
2. 媒介動物管理を勧告された地域内にある入域地点を出立するすべての輸送機関は、虫類駆除を施し、媒介動物が存在しない状態を維持することが望ましい。前項の手続のために世界保健機関が助言した手法又は物質があるときは、それらを採用することが望ましい。輸送機関上に存在した媒介動物及びそれらを駆除するために用いられた管理措置は、次の書類に記載しなければならない。
 - (a) 航空機の場合は、航空機総合明告書の保健欄。但し、明告書の同部分が当該航空機の到着する空港の権限当局によって免除されている場合は、この限りではない。
 - (b) 船舶の場合は、船舶衛生管理証明書。及び、
 - (c) その他の輸送機関の場合は、荷送人、荷受人、運送人、当該輸送機関の担当者又はそれらの個々の代理人に発行された処置証明書。
3. 参加国は、WHOが助言した手法並びに物質が使用されている場合には、他国が輸送機関に対して施した虫類駆除、ねずみ族駆除その他の管理措置を受諾することが望ましい。
4. 参加国は、旅行者、輸送機関、コンテナ、貨物及び郵送小包に関する業務に用いられた入域地点施設のある区域から少なくとも四百メートル以上の距離に公衆衛生リスクを構成する感染性病原体を運ぶおそれのある媒介動物を管理するために、プログラムを策定しなければならない。なお、媒介動物がそれ以上の範囲で活動する場合には、前記の最低距離を拡大することができる。
5. 実施された媒介動物管理措置が成功したか否かを確認するためにフォローアップ検査が必要な場合には、フォローアップを助言する権限当局はその検査を行なう能力のある次の寄航港又は空港の権限当局に当該検査の必要性を前もって連絡しなければならない。また、船舶の場合は、船舶衛生管理証明書にその旨を記載しなければならない。
6. 次の場合には、輸送機関は疑いがあるものとみなされ、媒介動物及び保有宿主の存在を確認するための検査を実施することが望ましい。
 - (a) 節足動物媒介疾病の可能性のある症例が輸送機関上に現に存在する。
 - (b) 節足動物媒介疾病の可能性のある症例が国際通行中に輸送機関上で発生した。
 - (c) 輸送機関上の媒介動物がまだ疾病を保有している可能性のある期間中に影響のある地域を出立した。

7. 参加国は、本附録第三項に規定する管理措置又は WHO が別段勧告する措置が実施された場合には、その領域への航空機の着陸又は船舶の停泊を禁ずるべきではない。但し、影響のある地域からきた航空機又は船舶の場合には、そのために当該参加国が指定する空港へ着陸又は別の港へ進航するよう要求することができる。

8. 参加国は、その疾病の媒介動物が自国の領域に存在する場合には、節足動物媒介疾病による影響のある地域から到着した輸送機関に対し、媒介動物管理措置を適用することができる。

附録第六

予防接種、予防薬及び関連証明書

1. 附録第七に明記された又は本規則に基づき勧告されるワクチン その他の予防薬は、適切な品質のものでなければならない。WHO が指定するワクチン及び予防薬は、その承認を受けなければならない。参加国は、要請があった場合には、本規則に基づき自国の領域内で実施するワクチン及び予防薬が適切な品質のものであるという適当な証拠を WHO に提出しなければならない。
2. 本規則に基づき予防接種その他の予防薬を受ける者は、本附録に指定する様式による予防接種その他の予防薬の国際証明書（以下「証明書」という）を提供されるものとする。
本附録に指定する証明書の様式からの逸脱は認められない。
3. 本附録に規定する証明書は、接種されるワクチン又は予防薬が WHO によって承認されたものである場合にのみ有効である。
4. 証明書には、ワクチン又は予防薬の実施を監督する医師その他の授権された医療従事者である臨床家により、手書きの署名がなされなければならない。また、証明書には、実施機関の公印が押されていないが、公印は署名に代わるものではない。
5. 証明書には、英語またはフランス語ですべて記入されていなければならない。証明書は、英語又はフランス語に他の言語を追記することもできる。
6. 同証明書に何らかの修正又は削除又はいずれかの欄に記入漏れがあった場合には、証明書は無効になることがある。
7. 証明書は個別のものであり、決して集団的に用いてはならない。小児に対しても個別に発給しなければならない。
8. 小児が字を書けない場合には、親権者又は保護者が証明書に署名するものとする。文盲者の署名は、本人が常用するマークをいつもの方法で示し、且つ、そのマークについて他の者が傍証するものとする。
9. 監督する臨床家は、医学的根拠に基づいて予防接種又は予防薬が禁忌であると判断する場合には、当該の者に対し、権限当局が到着時に納得できる根拠理由書を、英語又はフランス語で及び適当な場合には英語又はフランス語に追記して別の言語で作成して、交付するものとする。監督する臨床家及び権限当局は、第二十三条第四項に従い、予防接種を施さなかった場合のリスク及びその他の予防法を利用しなかった場合のリスクをすべて当該の者に知らせなければならない。
10. 軍隊がその現役構成員に発給する同種の証書は、次の場合には、本附録に示す様式の国際証明書に代わって容認されるものとする。
 - (a) その証書が、実質的に国際様式の要求するものと同じの医学的情報をあらわしている場合で、且つ、

(b) 予防接種又は予防薬の種類及び実施年月日の記録、並びにその書類が本項に従って発給されたものである旨を、英語又はフランス語で及び適当な場合には英語又はフランス語に追記して別の言語で、表明している場合。

予防接種又は予防薬に関する国際証明書の様式

本証明書は、[氏名]、生年月日.....、性別.....、国籍
.....、もしあれば、国の身分証明書類.....

署名.....

が、国際保健規則に従い、記載された日付に、下記の予防接種又は予防処置を受けたことを証する。

(疾病又は症状の名称)

ワクチン又は予防処置	日付	署名及び監督する臨床家の職責	ワクチン又は予防薬の製造者及び製造番号	証明書の有効期限.....から.....まで	実施機関の公印
1.					
2.					

本証明書は、接種されるワクチン又は予防薬が世界保健機関によって承認されたものである場合にのみ有効である。

本証明書には、ワクチン又は予防薬の実施を監督する医療従事者その他の授権された医療従事者である臨床家による手書きの署名を記入しなければならない。また、証明書には、実施機関の公印が押されていないが、公印は署名に代わるものではない。

本証明書に何らかの修正又は削除又はいずれかの欄に記入漏れがあった場合には、証明書は無効になることがある。

本証明書の有効期限は、特定のワクチン又は予防薬の期限まで延長される。本証明書には、英語またはフランス語ですべて記入されなければならない。本証明書は、英語又はフランス語に他の言語を追記することができる。

附録第七

特定の疾病のための予防接種又は予防薬に関する要件

1. 予防接種又は予防薬に関する勧告のほか、下記の疾病は、本規則において特に指定されているものである。これらの疾病についても、旅行者が参加国に入国する条件として予防接種又は予防薬の証明書が要求される場合がある。

黄熱の予防接種

2. 黄熱の予防接種に関する勧告及び要件：

- (a) 本附録の適用上、
 - (i) 黄熱の潜伏期間は、六日とする。
 - (ii) 世界保健機関によって承認されている黄熱ワクチンは、接種後十日目から感染に対する予防効果があらわれる。
 - (iii) 同予防効果は接種された者について生涯持続する。及び、
 - (iv) 黄熱の予防接種証明書の有効期間は、接種した日の十日後から接種された者の生涯とする。
- (b) 黄熱の予防接種は、WHO が黄熱の伝播のリスクが存在していると認定した地域を離れる旅行者に要求することができる。
- (c) 旅行者は、まだ効力を生じていない黄熱予防接種証明書を所持している場合にも、出発の許可を得ることができる。但し、到着に際し、本附録第二項(h)の規定を適用することができる。
- (d) 有効な黄熱予防接種証明書を所持している者は、WHO が黄熱の伝播のリスクが存在していると認定した地域から来た場合であっても、疑いのある者として取り扱われることはない。
- (e) 附録第六の第一項に従い、使用される黄熱ワクチンは WHO によって承認されていなければならない。
- (f) 参加各国は、採用される手続及び物質の品質と安全性を確保するために、自国の領域内で専門の黄熱予防接種機関を指定しなければならない。
- (g) WHO が黄熱の伝播のリスクが存在すると認定した地域の入域地点で働く者、及びこのような入域地点を使用する輸送機関の乗組員は、いずれも有効な黄熱予防接種証明書を所持していなければならない。
- (h) 自国の領域内に黄熱の媒介動物が存在する参加国は、WHO が黄熱の伝播のリスクが存在すると認定した地域から到着して有効な黄熱予防接種証明書を呈示できない

旅行者に対し、その証明書が発効するまで又は感染症への曝露が推定された最終日から起算して六日を越えない期間が経過するまで、いずれか短い間の検疫措置を要求することができる。

- (i) 授権された医官又は授権された医療従事者が署名した黄熱予防接種の免除証明書を所持する旅行者は、それでもなお、本附録の前項の規定に従うこと及び黄熱の媒介動物からの保護に関する情報を提供されることを条件として入域を認められる場合がある。旅行者は、検疫措置が行われない場合には、発熱その他の症状があれば権限当局に報告し、健康監視の下に置かれることを要求される場合がある。

附録第八

海運保健明告書の様式

すべて記入し、外国港から到着する船舶の長が権限当局に提出すること。

提出した港..... 日付.....
国際船舶又は内水航行船舶の名称..... 登録/IMO No. 出発港..... 到着港.....
(国籍) (船舶の旗国) 船長の氏名
..... 総トン数 (国際船舶)
..... トン数 (内水航行船舶)

有効な船舶衛生管理免除/船舶衛生管理証明書を所持しているか? はい.....いいえ.... 発行元
..... 日付.....
再検査は必要か? はい.....いいえ....
国際船舶/内水航行船舶は世界保健機関が認定する影響のある地域に寄航したか? はい.....いいえ
....
寄航港及び日付.....
出航日以降又は過去三十日以内のいずれか短い方の期間内に寄航した港を列挙すること。
.....
.....

到着港の権限当局から要請があった場合、国際航行の出航日以降又は過去三十日以内のいずれか短い方の期間内に乗組員、乗客その他国際船舶/内水航行船舶に乗船していた者を列挙すること。同期間内に寄航した港/国もすべて記入すること (書き切れない場合は添付書に氏名を追加すること)。

(1)氏名..... 乗船地: (1).....(2).....(3).....
(2)氏名..... 乗船地: (1).....(2).....(3).....
(3)氏名..... 乗船地: (1).....(2).....(3).....

乗船している乗組員の数.....
乗船している乗客の数.....

健康に関する質問

- (1) 事故以外で、航行中に死亡した乗船者はいたか? はい.....いいえ....
「はい」のとき、添付書に詳細を記述のこと。 死者総数.....
- (2) 感染性のおそれがある疾病の症状が船内又は国際航行中にあったか? はい.....いいえ....
「はい」のとき、添付書に詳細を記述のこと。
- (3) 航行中に病気になった乗客の総数は通常/予想よりも多かったか? はい.....いいえ....
病人の数は何名か?
- (4) 現在病人は乗船しているか? はい.....いいえ.... 「はい」のとき、添付書に詳細を記述のこと。
- (5) 医療従事者が診断したか? はい.....いいえ.... 「はい」のとき、治療内容及び助言の詳細を添付書に記述のこと。
- (6) 感染又は疾病の拡大をもたらすおそれのある船内の状況に気づいたか? はい.....いいえ....
「はい」のとき、添付書に詳細を記述のこと。

- (7) 船内で衛生措置（検疫措置、隔離、消毒、除染など）が施されたか？はい.....いいえ....
「はい」のとき、種類、場所及び日付を記載のこと。.....
- (8) 船内に密航者はいたか？はい.....いいえ.... 「はい」のとき、どこで乗船したか（わかる範囲で）？
- (9) 船内に病気の動物又はペットがいたか？はい.....いいえ....

注意：船医がいない場合、船長は次の症状があれば感染性の疾病の存在を疑うべきである。

- (a) (i) 衰弱、(ii) 意識低下、(iii) 腺腫脹、(iv) 黄疸、(v) 咳若しくは速い呼吸、(vi) おかしな出血、又は(vii) 麻痺症状を伴うか、数日間続く発熱。
- (b) 発熱の有無に拘わらず、(i) ひどい発疹若しくは皮疹、(ii) ひどい嘔吐（船酔いは除く）、(iii) ひどい下痢、又は(iv) くり返しのけいれん。

私はここに、私が知り且つ信じる限り、本保健申告書に記載した質問に対する回答及び記載事項（添付書を含む）が真実かつ正しいものであることを宣言します。

署名.....

船長

副署.....

船医（乗船している場合）

日付.....

海運保健明告書様式の添付書

氏名	階級又は等級	年齢	性別	国籍	乗船した湾港、日付	病気の性質	発症日	湾港の医官への報告の有無	症例の処理 ¹	患者に投与した薬その他の治療	備考

¹状態：当該者がいずれの状態であるか；(1)回復、発病中又は死亡、及び(2)乗船中、下船後（湾港名又は空港名）又は海葬後。

附録第九

本文書は、国際民間航空機関により公布された航空機総合明告書の一部である¹

航空機総合明告書の保健欄

保健に関する明告

機内にあって航空病又は事故以外の伝染性の疾病（例えば明らかに具合が悪そうに見える、咳嗽が持続している、呼吸が弱っている、下痢が持続している、嘔吐が持続している、皮疹がある、外傷歴がないにもかかわらずあざや出血がある又は最近発症した混乱状態といった兆候 1 つ以上に関連する 38 度以上の発熱を呈する人は、伝染性の疾患に罹患している可能性が高まる）にかかっていると認められる者及び以前の経由地において降機したそうした疾病に罹患した者の氏名、座席番号及び役割

.....
.....

航行中における虫類の駆除又は衛生上の措置の詳細（場所、年月日、所要時間、方法）。航行中に虫類の駆除をしなかった場合には、最も最近の駆除についての詳細を示すこと。

.....
.....

もし要求されたときは署名

関係する乗組員

¹ 本版の航空機総合明告書は、2007 年 7 月 15 日より有効である。全文書は国際民間航空機関のウェブサイト <http://www.icao.int> より入手しうる。